

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 目論見書 法第二条第十項に規定する目論見書であつて外国債等に係るものをいう。</p> <p>八 有価証券通知書 法第四条第六項に規定する通知書であつて外国債等に係るものをいう。</p> <p>九 有価証券届出書 法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定による届出書であつて外国債等に係るものをいう。</p> <p>十 参照書類 法第二十七条において準用する法第五条第四項に規定する参照書類であつて外国債等に係るものをいう。</p> <p>十一～十五 (略)</p> <p>十六 発行登録通知書 法第二十七条において準用する法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項に規定する通知書であつて外国債等に係るものをいう。</p> <p>十七 発行登録書 法第二十七条において準用する法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書であつて外国債等に係るもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 目論見書 法第二条第十項に規定する目論見書をいう。</p> <p>八 有価証券通知書 法第四条第六項に規定する通知書をいう。</p> <p>九 有価証券届出書 法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定による届出書をいう。</p> <p>十 参照書類 法第二十七条において準用する法第五条第四項に規定する参照書類をいう。</p> <p>十一～十五 (略)</p> <p>十六 発行登録通知書 法第二十七条において準用する法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項に規定する通知書をいう。</p> <p>十七 発行登録書 法第二十七条において準用する法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。</p>

をいう。

十八 発行登録追補書類 法第二十七条において準用する法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類であつて外国債等に係るものをいう。

十九 有価証券報告書 法第二十七条において準用する法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書であつて外国債等に係るものをいう。

二十 半期報告書 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書であつて外国債等に係るものをいう。

二十一 臨時報告書 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書であつて外国債等に係るものをいう。

二十二～二十八 (略)

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第一条の二 発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し(法第四条第一項の規定による届出をしたもの

十八 発行登録追補書類 法第二十七条において準用する法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。

十九 有価証券報告書 法第二十七条において準用する法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。

二十 半期報告書 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。

二十一 臨時報告書 法第二十七条において準用する法第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書をいう。

二十二～二十八 (略)

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第一条の二 発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し(法第四条第一項の規定による届出をしたもの

及び当該届出前にしたものと並びに発行登録追補書類を提出したものと及び当該提出前にしたものを除く。)に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券の発行価額又は売価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

一の二五 (略)

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等)

第一条の六 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券で外国債等に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを関東財務局長に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 発行者が外国債等の発行者である場合における令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、申請のあつた日の属する会計年度又は事業年度(以下「会計年度等」という。)の直前会計年度等の末日及び直前会計年度等の開始の日前二年以内に開始した会計年度等の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者等(法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。第二条第三項及び第八条の四において同じ。)の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者(非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号

及び当該届出前にしたものと並びに法第二十七条において準用する法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したものと及び当該提出前にしたものを除く。)に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券の発行価額又は売価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

一の二五 (略)

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等)

第一条の六 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券で外国債等に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを関東財務局長に提出しなければならない。

一 三 (略)

2 発行者が外国債等の発行者である場合における令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、申請のあつた日の属する会計年度又は事業年度(以下「会計年度等」という。)の直前会計年度等の末日及び直前会計年度等の開始の日前二年以内に開始した会計年度等の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者等(法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。第二条第三項及び第八条の四において同じ。)の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載されている者(非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居

に規定する非居住者をいう。第十三条の二第四項において同じ。()を除く。)の数とする。

3 (略)

(変更通知書)

第三条 前条第一項の規定による有価証券通知書の提出日以後当該募集又は売出しに係る有価証券の取引が終了する日以前において当該有価証券通知書に記載された内容につき変更があつた場合には、当該有価証券通知書を提出した者は、遅滞なく、当該変更の内容を記載した変更通知書を関東財務局長に提出しなければならない。

(開示が行われている場合)

第三条の二 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が外国債等である場合には次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該外国債等又は当該外国債等と同種の外国債等の募集若しくは売出しについて既に行われた法第二十七条において準用する法第二十三条の三第一項の規定による登録がその効力を生じており、かつ、当該登録に係る外国債等のいずれかの募集又は売出しについて発行登録追補書類が既に提出されている場合
(当該外国債等の発行者が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場

住者をいう。第十三条の二第四項において同じ。()を除く。)の数とする。

3 (略)

(変更通知書)

第三条 前条第一項の規定による有価証券通知書提出日以後当該募集又は売出しに係る有価証券の取引が終了する日以前において当該有価証券通知書に記載された内容につき変更があつた場合には、当該有価証券通知書を提出した者は、遅滞なく、当該変更の内容を記載した変更通知書を関東財務局長に提出しなければならない。

(開示が行われている場合)

第三条の二 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が外国債等である場合には次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該外国債等又は当該外国債等と同種の外国債等の募集若しくは売出しについて既に行われた法第二十七条において準用する法第二十三条の三第一項の規定による登録がその効力を生じており、かつ、当該登録に係る外国債等のいずれかの募集又は売出しについて法第二十七条において準用する法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類が既に提出されている場合(当該外国債等の発行者が法第二十七条において準用する

合を除く。)

三 (略)

(代理人)

第四条 外国債等の発行者は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第二十七条において準用する法第五条第一項又は第六項の規定により有価証券届出書又は外国者届出書(法第二十七条において準用する法第五条第八項に規定する外国会社届出書をいう。以下同じ。)(これらの訂正に係る書類を含む。)を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

2 外国債等の発行者は、有価証券の募集又は売出しに関し、発行登録書又は発行登録追補書類(これらに係る訂正発行登録書を含む。)を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該発行登録又は当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

3 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)

三 (略)

(代理人)

第四条 外国債等の発行者は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第二十七条において準用する法第五条第一項又は第六項の規定により有価証券届出書又は外国者届出書(法第二十七条において準用する法第五条第八項に規定する外国会社届出書をいう。以下同じ。)を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するもの(第十一条の二第一項第三号において「代理人」という。)を定めなければならない。

2 外国債等の発行者は、有価証券の募集又は売出しに関し、法第二十七条において準用する法第二十三条の三第一項の規定による発行登録書又は法第二十七条において準用する法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該発行登録又は当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

3 (略)

(有価証券届出書の添付書類)

第七条 法第二十七条において準用する法第五条第十三項の規定により外国債等の発行者が有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第一号ロからニまで（第二号において引用する場合を含む。）に定める書類を有価証券届出書に添付できないときには、法第二十七条において準用する法第七条第一項に規定する訂正届出書に添付して提出することができる。

一 (略)

二 第二号の三様式により作成した有価証券届出書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

八 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) (略)

二 (略)

2 (略)

第七条 法第二十七条において準用する法第五条第十項の規定により外国債等の発行者が有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第一号ロからニまで（第二号において引用する場合を含む。）に定める書類を有価証券届出書に添付できないときには、法第二十七条において準用する法第七条第一項に規定する訂正届出書に添付して提出することができる。

一 (略)

二 第二号の三様式により作成した有価証券届出書 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

八 当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) (略)

二 (略)

2 (略)

(発行価格等の公表の方法)

第十一条の二 法第二十七条において準用する法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 発行者又は第四条第一項若しくは第二項の規定により発行者を代理する権限を有する者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法(その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。)

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十一条の十二 法第二十七条において準用する法第二十三条の十二第二項において準用する、法第二十七条において準用する法第十三条第二項本文に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 発行登録目論見書 次に掲げる事項

イ ホ (略)

へ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべ

(発行価格等の公表の方法)

第十一条の二 法第二十七条において準用する法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 発行者又はその代理人及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法(その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。)

(発行登録目論見書等の特記事項)

第十一条の十二 法第二十七条において準用する法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 発行登録目論見書

イ ホ (略)

へ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべ

き旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの提出日以後次のイ又はロに掲げる事情が生じた場合（当該イ又はロに規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

イ・ロ（略）

ト（略）

二 発行登録仮目論見書 次に掲げる事項

イ〜ハ（略）

三 発行登録追補目論見書 次に掲げる事項

イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

(1)・(2)（略）

ロ（略）

2（略）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續

き旨記載された有価証券報告書のうち、直近のもの提出日以後次の各号に掲げる事情が生じた場合（次の各号に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

イ・ロ（略）

ト（略）

二 発行登録仮目論見書

イ〜ハ（略）

三 発行登録追補目論見書

イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

(1)・(2)（略）

ロ（略）

2（略）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續

<p>等) 第十三条の二 (略)</p> <p>2 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項に規定する数は、申請のあつた日の属する会計年度の直前会計年度又は事業年度の直前事業年度の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者又は登録金融機関(法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。)の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者(非居住者を除く。)()の数により算定するものとする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>等) 第十三条の二 (略)</p> <p>2 令第四条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項に規定する数は、申請のあつた日の属する会計年度の直前会計年度又は事業年度の直前事業年度の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者又は登録金融機関(法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。)の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載されている者(非居住者を除く。)()の数により算定するものとする。</p> <p>5・6 (略)</p>
--	--